

広島県告示第九百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和元年十二月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

告示番号	平成二十六年広島県告示第四百八十七号		
所在地	広島県廿日市市大野地内		
区域の名称	土砂災害警戒区域		
玖島川支川（五一〇五隣）	土石流	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害	区域の名称
～ 玖島川支川（五一〇五隣）	土石流	玖島川支川（五一〇五）	土砂災害特別警戒区域
～ 玖島川支川（五一〇五隣）	土石流	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害	区域の名称